

指定給水装置工事事業者制度について

○指定給水装置工事事業者の指定

1 指定給水装置工事事業者とは【水道法第 16 条の 2】

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内において給水装置工事を適正に施行する事ができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道事業者へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うこととなります。

2 指定について

- ◎ 指定の基準に適合していれば、指定を受けることができます。
- ◎ 住所及び事業所の所在地が給水区域内にない場合でも、指定を受けることができます。
- ◎ 指定の申請は随時受け付けています。
- ◎ 指定の有効期間は指定工事店としての指定を受けた日から5年となります。

指定給水装置工事事業者は、上下水道局と協力して、安全な水を安定供給するための給水装置工事等を施行しているため、その責務は極めて重大です。したがって水道法・水道法施行令・水道法施行規則・寝屋川市水道事業給水条例・寝屋川市水道事業給水条例施行規程・寝屋川市上下水道局指定給水装置工事事業者規程を必ず守るようにしてください。

3 申請事項【水道法第 25 条の 2】【水道法施行規則第 19 条】

- ① 氏名又は名称
- ② 住所（本店）
- ③ 法人にあっては、代表者の氏名
- ④ 上下水道局の給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地（本店も事業を行う場合は本店も含む）
- ⑤ それぞれの事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

及び免状の交付番号

- ⑥ 機械器具の名称、性能及び数
- ⑦ 事業の範囲
- ⑧ 法人にあっては、役員の氏名(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)

4 指定の基準【水道法第 25 条の3】【水道法施行規則第 20 条】

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有していること。
 - ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ・水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ニ 第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

※以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることとなります。

5 指定の手続き

【寝屋川市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第4条】

(1) 申請手続き

受付場所 ⇒ 寝屋川市上下水道局 経営総務課

受付時間 ⇒ 午前9時～午後5時30分

提出書類

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書【水道法施行規則様式第1】
- 2 機械器具調書【水道法施行規則様式第1】
- 3 誓約書【水道法施行規則様式第2】
- 4 給水装置工事主任技術者選任届出書【水道法施行規則様式第3】
- 5 給水装置工事主任技術者免状の写し
- 6 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（個人）
- 7 登記簿謄本（法人）
- 8 定款又は寄附行為（法人）

*個人—1、2、3、4、5、6、 【6種類】

法人—1、2、3、4、5、7、8、 【8種類】

申請手続き

申請に必要な書類を、A4のファイルに綴じて経営総務課に提出してください。

※申請書等は、上下水道局のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 指定

審査 ⇒ 指定の基準に適合しているかを審査します。

指定 ⇒ 適合しているときは水道事業管理者による指定をします。指定証の交付は、経営総務課で行います。手数料を納入してください。

手数料 ⇒ 5,000円

公告 ⇒ 寝屋川市上下水道局ホームページに指定店一覧を掲示します。

6 申請書類に関する留意事項

※ 共通事項

<日付>

- ・日付は必ず届出の日を記入してください。

<申請者>

- ・個人営業の場合、氏名又は名称欄に「〇〇工務店」等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入してください。名称がない場合は氏名又は名称欄に個人の氏名を記入してください。
- ・印とある書類には必ず押印してください。
- ・住所は本店の住所を記入してください。

※ 指定給水装置工事事業者指定申請書

<役員>

- ・法人のみ記入してください。
- ・登記簿に掲載されている役員全員を記入してください。（合名・合資会社では、業務執行社員、株式・有限会社では、代表取締役・取締役・監査役となります。）

<事業の範囲>

- ・給水装置工事業を行うものであることを確認するものです。定款又は寄附行為、登記簿上の「目的」を記入してください。

<事業所>

- ・上下水道局の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。
- ・給水区域内で工事を行う事業所（本店も含む）が複数の場合は、それらの事業所全てを記入してください。3つ以上ある場合は様式を適宜追加してください。

<選任されることとなる給水装置工事主任技術者>

- ・選任予定者を、事業所ごとに記入してください。
- ・フリガナを必ずふってください。

※ 機械器具調書

- ・定められた4種の機械器具が、各1台以上あるようにしてください。
- ・型式、性能は、記入できる範囲で記入してください。

（電動・エンジン付き等の工具は、作業能力又は型式を記入してください。）

○給水装置工事主任技術者の選任・解任

【水道法第 25 条の 4】【水道法施行規則第 21 条】

事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付受けている者の中から給水装置工事主任技術者を選任し、届出をしてください。

新たに選任、解任したときは、経営総務課に必ず届け出てください。選任できない場合は、事業を休止するか廃止することになります。

※ 届出

- ① 新たに指定を受けるとき → 選任し届出
- ② 給水装置工事主任技術者が欠けたとき
→ 欠けた日から2週間以内に選任し届出
- ③ 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき
→ 遅滞なく届出

※ 提出書類

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【水道法施行規則様式第 3】

給水装置工事主任技術者免状の写し（選任時）

※ 届出先

上下水道局 経営総務課

※ 選任時の注意

一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。

（兼任の原則禁止）

給水装置工事主任技術者を選任する際は、1つの事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を同時に他の事業所の選任としないようにしなければなりません。ただし、事業所を兼任しても職務に特に支障がなければ複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。兼任可能かどうかの判断は原則として選任する者が行いますが、経営総務課が指導する場合があります。

○指定事項の変更

1 変更届出事項

【水道法第 25 条の 7】【水道法施行規則第 34 条】

次に掲げる事項に変更があったときは、定められた期間内に経営総務課に必ず届け出てください。

*個人及び法人

- ① 氏名又は名称（法人で、有限会社から株式会社への組織変更又は合名・合資会社間の組織変更の場合を含みます。）
- ② 住所（本店）
- ③ 事業所の名称又は所在地（事業所の新設や閉鎖を含みます。）
- ④ 選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

*法人のみ

- ⑤ 代表者の氏名
- ⑥ 役員の氏名（役員の増減を含みます。）

2 提出書類

①	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【水道法施行規則様式第 10】
②	住民票の写し…個人 定款又は寄附行為……………法人 登記簿謄本……………法人 指定給水装置工事事業者指定証
③	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【水道法施行規則様式第 10】
④	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【水道法施行規則様式第 3】 主任技術者免状の写し（選任の場合）
⑤	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【水道法施行規則様式第 10】 定款又は寄附行為 登記簿謄本 指定給水装置工事事業者指定証
⑥	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【水道法施行規則様式第 10】 誓約書 登記簿謄本

3 期日・届出先

変更のあった日から 30 日以内に経営総務課に届け出てください。

○廃止・休止・再開【水道法第 25 条の 7】【水道法施行規則第 35 条】

1 廃止・休止

＜廃止・休止について＞

事業を廃止した場合は（業務を縮小により給水装置工事を行わなくなった場合も含む）廃止の届出をしてください。

また、指定の要件を満たせなくなったとき（指定から 2 週間以内に給水装置工事主任技術者を選任できない等）、事業を一時休止したとき等の場合には、事業の休止の届出をしてください。

いったん廃止の届出をすると、再び給水装置工事を行う場合は新たに指定の申請をすることになりますが、休止の場合は再開の届出を提出すれば再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事の事業を行うことができます。

※ 提出書類

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

【水道法施行規則様式第 11】

給水装置工事事業者指定証

【寝屋川市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 6 条】

※ 期日・届出先

廃止、休止の日から 30 日以内に上下水道局経営総務課に届け出てください。

＜廃止扱いになる場合、指定事項変更になる場合＞

指定を受けた後、組織を変更したり他の会社と合併した場合、廃止届後改めて指定の申請をする場合と、指定事項変更として届出る場合があります。下の表を参考に、必ず届出をおこなってください。

○指定の取消し

指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す場合があります。【水道法第 25 条の 11】

(指定の基準について)【水道法第 25 条の 11 第 1 項】

- ① 給水装置工事主任技術者として選任される者をおいていないとき
- ② 定められた機械・器具を有しないとき
- ③ 指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当する者であるとき

イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ 第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(給水装置工事主任技術者について)【水道法第 25 条の 11 第 2 項】

- ④ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- ⑤ 選任・解任の届出を遅滞なく届け出なかったとき

(変更等の届出について) 【水道法第 25 条の 11 第 3 項】

- ⑥ 指定事項変更、廃止・休止・再開の届出をせず、又は期限内に届出をしないとき

- ⑦ 変更等について虚偽の届出をしたとき

(事業の運営について)【水道法第 25 条の 11 第 4 項】

- ⑧ 水道法第 25 条の 8、施行規則第 36 条に定める「給水装置工事業の運営に関する基準」に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき

(検査の立会いについて)【水道法第 25 条の 11 第 5 項】

- ⑨ 上下水道局が給水装置の検査を行う際、当該給水装置工事を施行した給水装置工事事業者に対し、施行した事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めた場合に、正当な理由なくこれに応じないとき

(報告又は資料の提出について) 【水道法第 25 条の 11 第 6 項】

- ⑩ 上下水道局が指定給水装置工事事業者に対し、給水区域内で施行した給水装置工事に關し必要な報告又は資料の提出を求めた場合に、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

(その他) 【水道法第 25 条の 11 第 7、8 項】

- ⑪ 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき
- ⑫ 不正の手段により指定を受けたとき

指定を取り消された場合は

- ① 2 年を経過しなければ再び指定を受けることができません。
- ② ただちに「指定給水装置工事事業者指定証」を返還していただきます。